平成30年度第15回庁議提案 審議・報告・その他

提出目: 平成30年11月6日

担当部・課: 牡鹿総合支所地域振興課 [内線153]

① 件 名

(仮称) 石巻市牡鹿地域拠点エリア整備事業地内の字の区域の変更について

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

(仮称) 石巻市牡鹿地域拠点エリア整備事業によって造成された土地について、事業区域内の一部が複数の字で構成されており、現状は、字の一部が飛地の状態となっている。

また、市議会第4回定例会に提案を予定している「石巻市牡鹿地域拠点エリア条例」において、 位置を「石巻市鮎川浜南地内」と規定しており、区域の整合性を取る必要がある。

【目的】

牡鹿地域拠点エリア整備事業区域に係る字の区域の一部を変更し、同拠点エリア内を一つの字に統一することで、市有財産の適正な管理を図るもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

地方自治法(昭和22年法律第67号)

石巻市公有財産規則(平成17年規則第58号)

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

平成28年6月 都市計画法第34条の2第1項の規定による開発の承認

平成29年2月 鮎川浜地区拠点エリア整備工事の着手

平成30年6月 牡鹿総合支所、半島復興事業部で字界変更案の協議

⑤ 主な内容

牡鹿地域拠点エリア整備事業によって造成された土地について、複数の字の区域を一つの字の区域に編入するもの。

なお、字の区域を変更するのみとする。

区域を変更する字名	左の区域に編入される区域	
	字名	地番
鮎川浜南	鮎川浜丁	1番1
		39番

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

牡鹿地域拠点エリア整備事業によって造成された開発区域内を同一の字にすることで、市有財産の適正な管理及び「石巻市牡鹿地域拠点エリア条例」との整合性が図られる。

なお、字の区域が変更となる区域は、全て市有地であることから、住所変更手続等の住民負担はない。

(7) 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年12月 市議会第4回定例会へ字の区域の変更について提案 字の区域の変更告示

9 その他